

令和7年度

第2回 太宰府市歴史的風致維持向上協議会

令和8年3月27日(金) 14時～  
太宰府市役所 4階 大会議室

## ■配布資料一覧

### 次第

太宰府市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

太宰府市歴史的風致維持向上協議会規則

### 資料

- ① 令和7年度太宰府市歴史的風致維持向上計画（2期）の進捗評価  
について・・・・・・・・・・資料1
  
- ② 令和8年度太宰府市歴史的風致維持向上計画事業予定について  
・・・・・・・・・・資料2

令和7年度 第2回 太宰府市歴史的風致維持向上協議会 次第

日時：令和8年3月27日（金） 14時～

場所：太宰府市役所 4階 大会議室

開 会

1. あいさつ

2. 議事

- ① 令和7年度太宰府市歴史的風致維持向上計画(2期)の進捗評価について
- ② 令和8年度太宰府市歴史的風致維持向上計画事業予定について

3. その他

太宰府市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日

No.	区分 (規則第3条)	氏名	所属	備考
1	識見を有する者	辻田 淳一郎	九州大学人文科学研究院教授	
2		森 弘子	福岡県文化財保護審議会委員	
3	関係団体を代表する者	菊武 良一	(公財)古都大宰府保存協会 事務局長	
4		赤松 悟	都市・建築遺産保存支援機構	
5	関係行政機関の職員	下原 幸裕	福岡県教育庁文化財保護課 文化財保護係長	
6		川上 貴大	福岡県建築都市部都市計画課 行政係長	
7		伊藤 健一	太宰府市都市整備部長	
8		添田 邦彦	太宰府市教育部長	
9	その他市長が必要と認める者	八尋 和郎	(株)THINK ZERO 代表取締役	
10		徳重 善幸	市民公募	
11		島田 文恵	太宰府市商工会	

[事務局・事業課]

No.	氏名	職名	備考
1	古賀 千年志	都市計画課長	
2	宮崎 亮一	都市計画課景観・歴史のまち推進係長	
3	佐藤 愛子	都市計画課主任主事	
4	井上 信正	教育部文化財課課長	
5	高橋 学	教育部文化財課調査係長	
6	沖田 正大	教育部文化財課保護活用係長	
7	満崎 哲也	観光経済部産業振興課長	

○太宰府市歴史的風致維持向上協議会規則

平成23年3月23日

規則第11号

改正 平成24年3月22日規則第15号

平成25年3月28日規則第14号

平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平24規則15・平25規則14・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、第3条の規定により委嘱又は任命される委員の任期については、平成24年7月13日までとする。

附 則 (平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

令和7年度太宰府市歴史的風致維持向上計画事業実施箇所図

■都市計画課所管分【5事業】

- ①太宰府天満宮参道環境改善事業【工事】
- ②日田街酒修景整備事業【工事】 ⇒ 事業なし
- ③大宰府関連史跡環境整備事業【工事】 ⇒ 事業なし
- ④歴史的風致形成建造物保存修理事業【間接補助】
- ⑤歴史的市街地の修景推進事業【間接補助】 ⇒ 事業なし

■文化財課所管分【8事業】

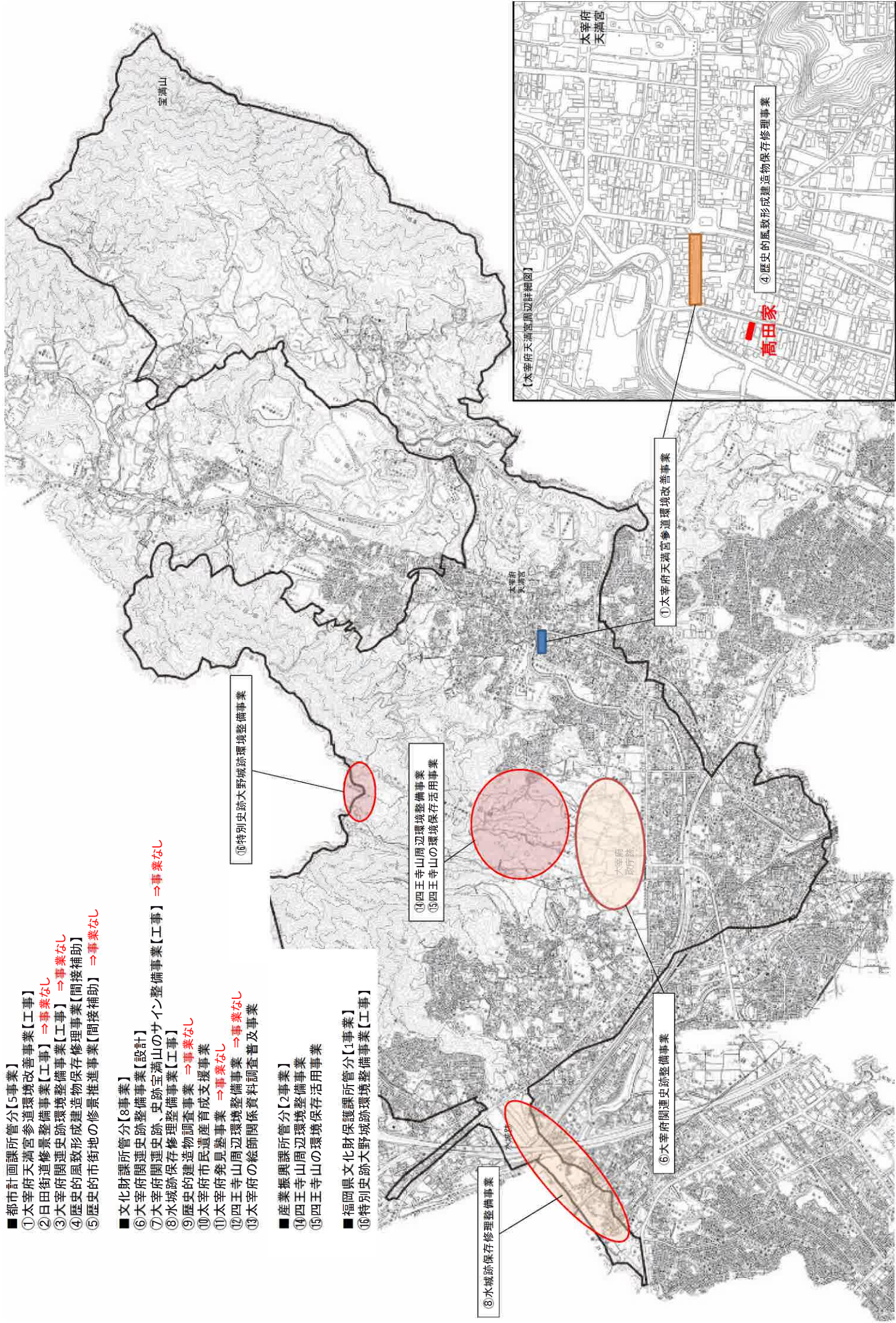
- ⑥大宰府関連史跡整備事業【設計】
- ⑦大宰府関連史跡、史跡宝満山のサイン整備事業【工事】 ⇒ 事業なし
- ⑧水城跡保存修理整備事業【工事】
- ⑨歴史的建造物調査事業 ⇒ 事業なし
- ⑩太宰府市民遺産育成支援事業
- ⑪太宰府祭昇籠事業 ⇒ 事業なし
- ⑫四王寺山周辺環境整備事業 ⇒ 事業なし
- ⑬太宰府の絵師関係資料調査普及事業

■産業振興課所管分【2事業】

- ⑭四王寺山周辺環境整備事業
- ⑮四王寺山の環境保存活用事業

■福岡県文化財保護課所管分【1事業】

- ⑯特別史跡大野城跡環境整備事業【工事】



⑧水城跡保存修理整備事業

⑭四王寺山周辺環境整備事業  
⑮四王寺山の環境保存活用事業

⑯特別史跡大野城跡環境整備事業

①大宰府天満宮参道環境改善事業

⑥大宰府関連史跡整備事業

【大宰府天満宮周辺詳細図】

④歴史的風致形成建造物保存修理事業

高田家

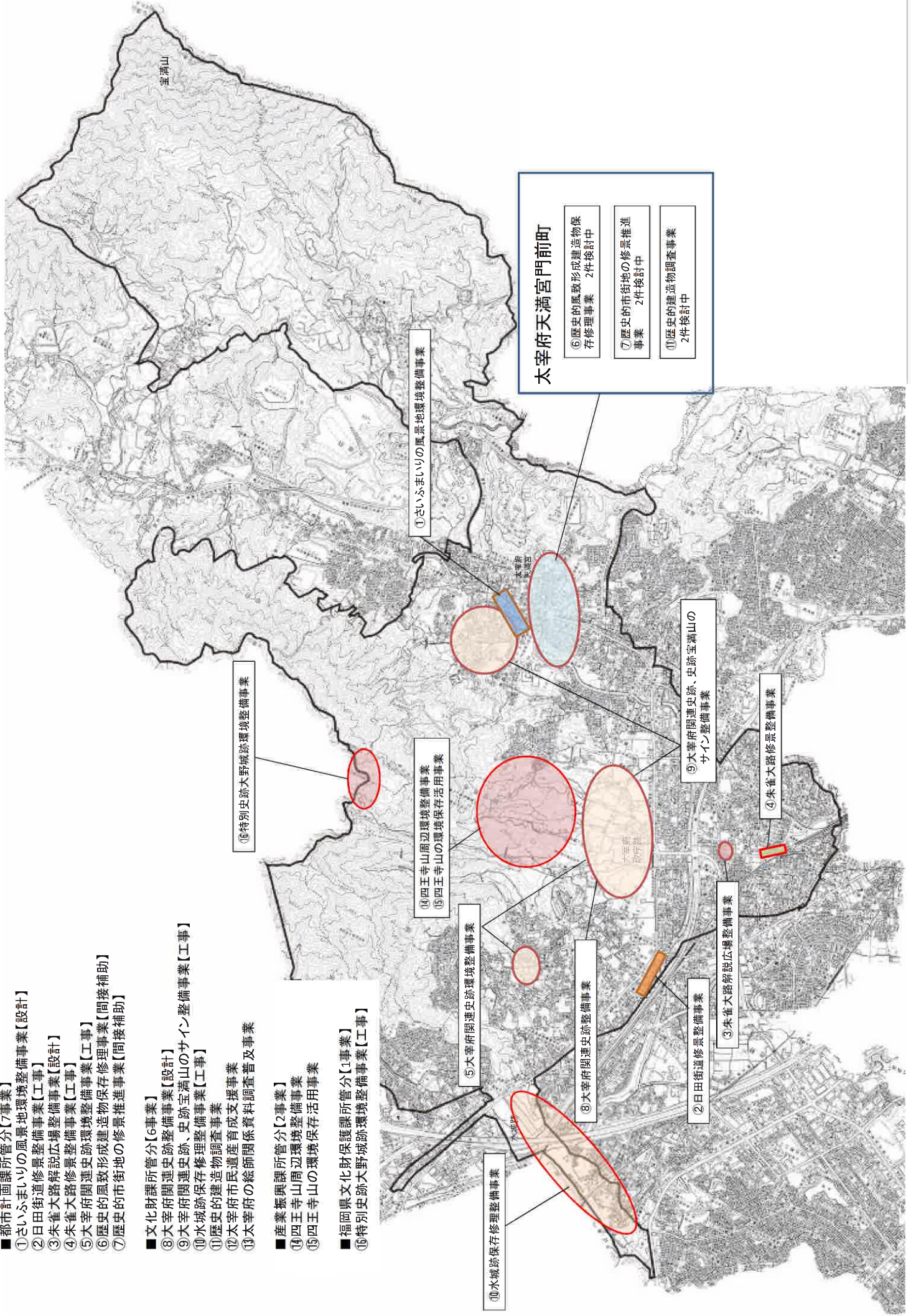
令和8年度太宰府市歴史的風致維持向上計画事業予定箇所図

- 都市計画課所管分【7事業】
- ① さいふまいの風景地環境整備事業【設計】
- ② 日田街道修景整備事業【工事】
- ③ 朱雀大路解説広場整備事業【設計】
- ④ 朱雀大路修景整備事業【工事】
- ⑤ 大宰府関連史跡環境整備事業【工事】
- ⑥ 歴史的風致形成建造物保存修理事業【間接補助】
- ⑦ 歴史的市街地の修景推進事業【間接補助】

- 文化財課所管分【6事業】
- ⑧ 大宰府関連史跡整備事業【設計】
- ⑨ 大宰府関連史跡・史跡宝満山のサイン整備事業【工事】
- ⑩ 水城跡保存修理整備事業【工事】
- ⑪ 歴史的建造物調査事業
- ⑫ 太宰府市民遺産育成支援事業
- ⑬ 太宰府の絵師関係資料調査普及事業

- 産業振興課所管分【2事業】
- ⑭ 四王寺山周辺環境整備事業
- ⑮ 四王寺山の環境保存活用事業

- 福岡県文化財保護課所管分【1事業】
- ⑯ 特別史跡大野城跡環境整備事業【工事】



太宰府天満宮前町

- ⑥ 歴史的風致形成建造物保存修理事業 2件検討中
- ⑦ 歴史的市街地の修景推進事業 2件検討中
- ⑪ 歴史的建造物調査事業 2件検討中

① さいふまいの風景地環境整備事業

⑩ 特別史跡大野城跡環境整備事業

⑭ 四王寺山周辺環境整備事業  
⑮ 四王寺山の環境保存活用事業

⑤ 大宰府関連史跡環境整備事業

⑧ 大宰府関連史跡整備事業

② 日田街道修景整備事業

③ 朱雀大路解説広場整備事業

⑨ 大宰府関連史跡・史跡宝満山のサイン整備事業

④ 朱雀大路修景整備事業

宝満山

⑩ 水城跡保存修理整備事業

令和8年度太宰府市歴史的風致維持向上計画事業予定

■都市計画課所管分【7事業】

①さいふまいりの風景地環境整備事業  
さいふまいりの名所のひとつであった岩階川沿いの防護柵を景観に配慮したものに改修するための設計を行う。



②日田街道修景整備事業

日田街道修景整備は、水城集落から通古賀集落を通る日田街道の雰囲気を上させる事業で、令和8年度は閑屋地区の防護柵等を景観に配慮したものに変わっていく予定。



③朱雀大路解説広場整備事業

景道観世音寺・二日市線沿いの市有地を朱雀大路解説広場に整備するための設計。



④朱雀大路修景整備事業

朱雀大路修景整備事業は、景道観世音寺・二日市線の複社の南側の歩道に、景道と同じ場所にあった古代の朱雀大路跡を明示する。



⑤大宰府関連史跡環境整備事業

大宰府関連史跡整備は、特別史跡大宰府跡をはじめとする史跡地の環境整備事業で、令和8年度は史跡地内のカーブミラーを景観に配慮したものに変わっていく予定。



⑥歴史的風致形成建造物保存修理事業【間接補助】

太宰府天満宮門前の住宅2件を予定している。

⑦歴史的市街地の修景推進事業

【間接補助】  
門前町の通りに面する外観を歴史的な雰囲気修景工事をするための助成事業。門前町の店舗等2件を予定している。

■文化財課所管分【6事業】

⑧大宰府関連史跡整備事業

特別史跡大宰府跡において整備実施設計作成する。また、今後の実施設計のための遺構確認としてリーダー探査および発掘調査を行う。



⑨大宰府関連史跡、史跡宝満山のサイン整備事業

特別史跡大野城跡の原山本堂跡へ向かう経路沿いの誘導サイン2基の更新と1基の新設を行う。



⑩水城跡保存修理整備事業

特別史跡水城跡西側丘陵部において環境整備事業（樹木整理）を実施予定。

⑪歴史的建造物調査事業

2件の建造物調査を実施予定。

⑫太宰府市民遺産育成支援事業

広報普及のためのイベント等の開催、解説冊子やリーフレット等の作成、育成団体支援を委託事業として実施予定。

⑬太宰府の絵師関係資料調査普及事業

吉嗣家関係資料の調査。

■産業振興課所管分【2事業】

⑭四王寺山周辺環境整備事業

四王寺山麓の市民の森を中心に実施する環境整備事業。

⑮四王寺山の環境保存活用事業

四王寺山麓の市民の森を中心に実施する環境教育事業支援。

■福岡県文化財保護課所管分【1事業】

⑯特別史跡大野城跡環境整備事業

増長天礎石群一帯の環境整備。

